

国旗及び国歌の取扱いについて

(平成11年9月14日甲通達警第26号)

国旗の掲揚及び各種行事における国歌の斉唱については、従来から慣行的に行ってきたが、この度、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号。以下「法律」という。）が制定され、8月13日に施行されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 国旗を掲揚する施設及び日

国旗を掲揚する施設及び日は、次のとおりとする。

(1) 警察本部及び警察署

ア 平日（静岡県の子休日を定める条例（平成元年県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。）

イ 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日をいう。以下同じ。）

(2) 交番及び駐在所

国民の祝日

2 各種行事を開催する場合

所属長は、行事の内容に即して、国旗を掲揚するとともに国歌の斉唱、演奏等に努めるものとする。

3 国旗の掲揚方法

別紙のとおり掲揚するものとする。

4 弔意を表す国旗の掲揚

弔意を表す国旗の掲揚は、警務部長が別に指示するところにより行うものとし、その掲揚方法は、次のとおりとする。

(1) 弔意を表す国旗の掲揚方法は、特に指示のある場合のほかは、半旗によること。

(2) 半旗の掲揚は、国旗を旗竿（ポール）の最上部まで揚げた後、旗竿（ポール）の適当なところまで降ろして掲揚することとし、半旗の位置については、竿頭と旗との間を相当程度離せばよいものとする。

(3) 半旗の掲揚が構造上無理な場合は、冠頭を黒布で巻く方法で対応するものとする。

5 留意事項

(1) 国旗を掲揚する日であっても、雨天等の場合は、国旗を掲揚しないことができる。

(2) 今後、新たに国旗を購入又は調達する場合には、法律で規定された制式に基づくものとする。